

【減免の対象になる障がいの範囲】

障がいの区分		障がいの程度		
		○身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者本人が運転する場合	○身体障がい者等と生計を一にする者が運転する場合 ○身体障がい者等のみで構成される世帯の身体障がい者等を常時介護する者が運転する場合（世帯構成員も同程度）	
身体障害者手帳	視覚障がい	1級～3級・4級	1級～3級・4級	
	聴覚障がい	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障がい	3級	3級	
	音声機能障がい	3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。）		
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。）	1級・2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。）
		移動機能	1級～6級	1級～3級（一下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。）
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障がい	1級・3級	1級・3級	
	肝臓機能障がい	1級～3級	1級～3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	1級～3級	
戦傷病者手帳	視覚障がい	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	聴覚障がい	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	平衡機能障がい	特別項症～第4項症	特別項症～第4項症	
	音声機能障がい	特別項症～第2項症（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。）		
	上肢不自由	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
	下肢不自由	特別項症～第6項症・第1款症～第3款症	特別項症～第3項症	
	体幹不自由	特別項症～第6項症・第1款症～第3款症	特別項症～第4項症	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障がい	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症	
肝臓機能障がい	特別項症～第3項症	特別項症～第3項症		
療育手帳	A1、A2、A3及びB1	A1、A2、A3及びB1		
精神障害者保健福祉手帳	1級	1級		